

青森県報

第三千七百九十五号

平成二十六年
一月二十日
(月曜日)

青森県告示第二十五号

平成十九年三月三十日青森県告示第二百四十三号(要保護児童対策地域協議会の設置)の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

三の表中「社団法人青森県薬剤師会」を「一般社団法人青森県薬剤師会」に、「社団法人青森県看護協会」を「公益社団法人青森県看護協会」に、「財団法人青森県手をつなぐ育成会」を「一般社団法人青森県手をつなぐ育成会」に改める。

青森県告示第二十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成二十五年十一月七日及び同年十二月十一日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十六年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

要保護児童対策地域協議会の設置の一部改正……………(みらい課) ……一
飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……一

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……二
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計管理課) ……三
出先機関……………四

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(中南地域) ……四
(県民局) ……四

告 示

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要						違反の内容					
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %		揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %	M E kcal/kg
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	マム中印子豚育成用・肉豚 肥育用配合飼料 Gマツシユ	25.10	14.7	4.7	0.92	0.51	2.8	4.8			78.0		12.8	

中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	エム中印配合飼料 フロイター種鶏 雄用	25.10	13.1	4.0	1.16	0.67	3.0	5.9				2,800	12.5	
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	エム中印フロイター肥育後 期用配合飼料 桜畑B	25.10	18.6	8.4	0.71	0.59	1.9	4.3				3,250	12.5	
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	ニチロ印中離用配合飼料 日和中離	25.12	18.5	3.8	1.19	0.64	2.1	6.1				2,850	12.7	
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	日清丸紅印子豚用配合飼料 MNグロロー子豚	25.12	17.4	4.2	0.66	0.58	2.2	4.4				78.1	12.8	
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	日清丸紅印子豚用配合飼料 ハーブピグレットM	25.12	18.9	5.2	0.84	0.63	1.6	4.9				81.0	12.5	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア五戸店
三戸郡五戸町字下中崎一一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダストア

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年九月九日

- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、三九四平方メートル

- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数

- 1 〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 2 駐輪場の位置及び収容台数

- 四〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 3 荷さばき施設の位置及び面積
一一九・四平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一五・八立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 翌午前零時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から翌午前零時十五分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 3 二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後八時まで
- 八 届出年月日
平成二十六年一月八日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び五戸町役場
- 2 期間
平成二十六年一月二十日から同年五月二十日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成二十六年五月二十日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
 - 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。
- ~~~~~
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
- 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。
- 平成二十六年一月二十日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 物品等の名称及び数量
男性警察官用合帽子ほか 総数 四千七百九十一点
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
 - 三 青森市長島一丁目の一
契約の方法
一般競争入札
 - 四 契約の相手方を決定した日
平成二十五年十二月十九日
 - 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社さくら野百貨店
青森市新町一丁目一三の二
 - 六 契約金額
四千四十八万三千七百十六円
 - 七 契約の相手方を決定した手続
物品に要求される性能が満たされていると判断した生地見本等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成二十五年十一月八日

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、田山堰土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月二十日

中南地域県民局長 高 原 至 智

- 一 縦覧に供する書類
 - 1 土地改良事業計画書の写し
 - 2 定款の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十六年一月二十一日から同年二月十八日まで
- 三 縦覧の場所
黒石市役所

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭